

## 第7章

# 労災保険

第1節 労災保険の概要

第2節 労災認定

第3節 特別加入制度

「カジタさんのCFP®テキスト2021 ライフプランニング 第7章」は、2021年2月時点の情報をもとに作成されています。CFP®は、米国外においてはFinancial Planning Standards Board Ltd.(FPSB)の登録商標で、FPSBとのライセンス契約の下に、日本国内においてはNPO法人日本FP協会が商標の使用を認めています。

# 第7章 第1節 労災保険の概要①

## 1. 労災保険(労働者災害補償保険)とは

労働者が**業務中あるいは通勤中**にケガ・病気・死亡した際、その労働者や遺族に対し、速やかに保険給付を行うための制度で、保険料は**事業主が全額負担**します。

## 2. 労災保険の対象者

会社に雇用されている労働者は原則全員被保険者となります。

- 正社員、派遣労働者、日雇い労働者、アルバイト、パート、在宅勤務労働者
- 外国人(不法就労でも対象)
- × 経営者、自営業者(個人事業主)
- × 日本企業の海外支店に現地採用された日本人
- × 公務員(公務災害=公務員災害補償法に基づく療養等を受ける)

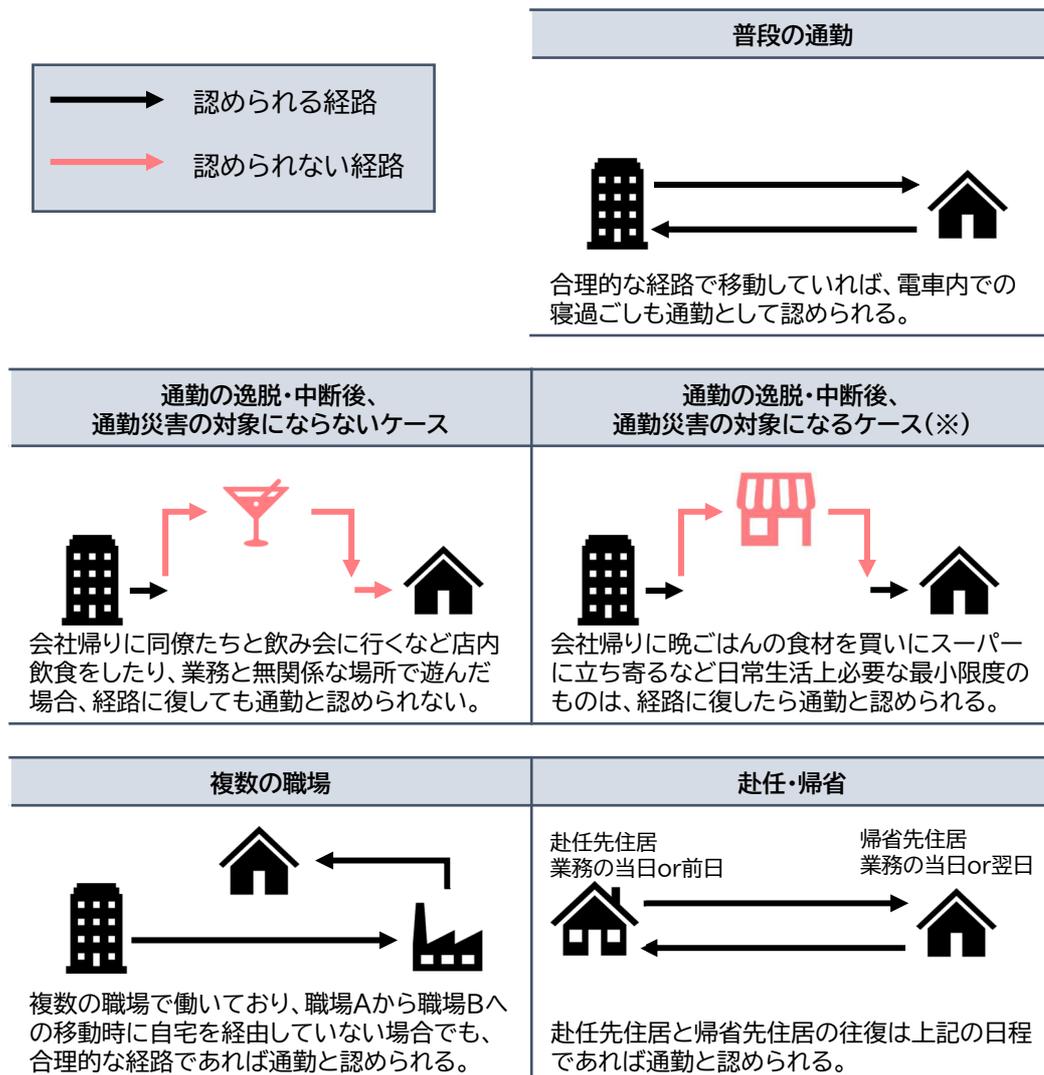
## 3. 業務災害

業務災害とは、業務中に起こった災害のことです。下記の2つを満たすことで業務災害と判断されます。

- ①業務遂行性…労働者が労働契約のもとに使用者・事業主の支配下・管理下にある状態。
- ②業務起因性…業務とその災害に因果関係がある状態。

## 4. 通勤災害

通勤中の災害として認められるケースと認められないケースは次のようなイメージです。



※この例以外に、選挙投票や要介護状態の親族の介護も、逸脱・中断の間を除き、その後合理的な経路に戻ることで通勤として認められます。

## 第7章 第1節 労災保険の概要②

### 5. 労災保険の給付の種類

療養給付 療養補償給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>病気やケガをした際、労災病院や労災指定病院で治るまで治療を受けられる。</li> </ul>
療養の費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>やむを得ず労災指定病院以外の病院等で治療をし、治療費の立替払いをした際に給付される。</li> </ul>
休業給付 休業補償給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>療養のため4日以上仕事を休み賃金が支給されない場合に、4日目から給付基礎日額の60%が支給される。</li> </ul> <p>給付基礎日額 = <math>\frac{\text{発生日以前3ヶ月間の賃金総額(賞与は含めない)}}{\text{その3ヶ月間の総日数(日曜・祝日を含む暦日数)}}</math>          暦日数…カレンダーに書かれているその月の最後の日(12月なら31日、4月なら30日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3日目までは事業主が休業補償する。</li> <li>休業特別支給金として給付基礎日額の20%が支給され、合計で給付基礎日額の80%が支給される。</li> <li>交通事故で自賠責保険など保険金をもらった場合、60%の方は差し引かれるが20%の方は差し引かれない。</li> </ul>
傷病年金 傷病補償年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>病気やケガが1年6ヶ月を経過しても治らず、一定の要件に該当する場合に休業給付・休業補償給付に代わり年金を支給される。</li> </ul>
障害給付 障害補償給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>1級から7級の障害が残った場合に障害の程度に応じて、終身または障害の状態がなくなるまで年金が支給される。</li> <li>障害の程度が8級から14級の場合は、一時金が支給される。</li> </ul>
介護給付 介護補償給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害年金・障害補償年金または傷病年金・傷病補償年金の受給者が介護状態の場合、その費用の一部または全部が支給される。</li> </ul>
遺族給付 遺族補償給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 → 子 → 父母 → 孫 → 祖父母 → 兄弟姉妹 の順で年金の受給権があり、先順位者が失権した場合は後順位者に転給。</li> <li>年金額は受給資格者の人数により異なる。</li> <li>遺族の年齢等により遺族特別年金が支給される。</li> <li>公的年金の遺族年金と労災保険の遺族給付・遺族補償給付を併給する場合は、労災保険の方が調整される。なお、労災保険の遺族特別年金は調整されない。</li> </ul>
葬祭料、葬祭給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺族または葬祭した人に支給される。</li> </ul>
二次健康診断等給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>二次健康診断が必要と認められた場合に、現物支給される。</li> </ul>

**Point** ●●給付、●●年金………通勤中の災害によるもの。  
 ●●補償給付、●●補償年金………業務中の災害によるもの。  
 どちらも合わせて表現したい場合は「療養(補償)給付」といった表記になります。

**Point** 下記、間違えやすいので気を付けましょう。

- ・ 労 災 保 険 の 休 業 ( 補 償 ) 給 付 は 通 算 して 3 日 休 め ば 6 0 % + 2 0 %
- ・ 健 康 保 険 の 傷 病 手 当 金 は 連 続 して 3 日 休 め ば 3 分 の 2

### 6. 労災の併用

目的が異なれば併用でき、目的が同じであれば併用できません。

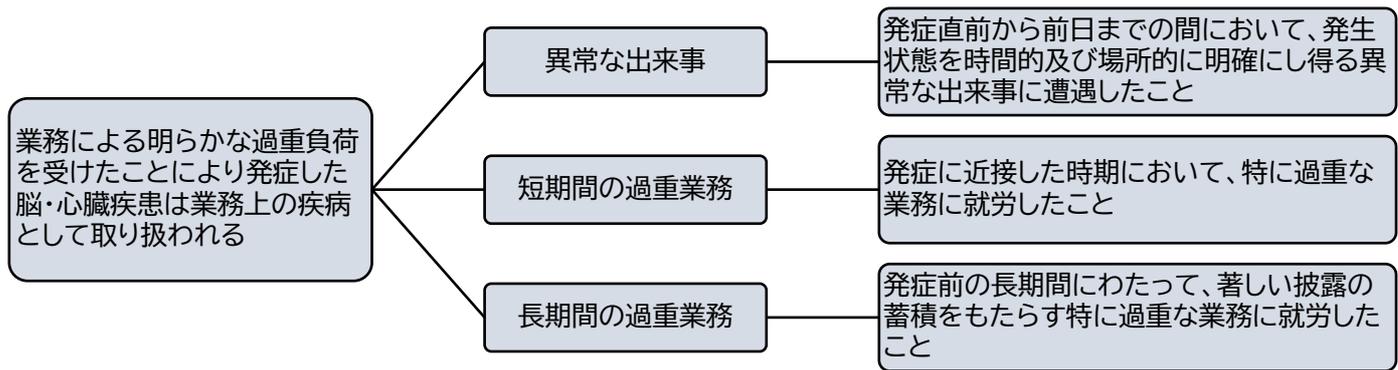
傷病(補償)年金 と 休業(補償)給付 = 併用NG → どちらも所得補償目的のため

療養(補償)給付 と 傷病(補償)年金 = 併用OK → 前者は療養目的・後者は所得補償目的のため

# 第7章 第2節 労災認定

## 1. 脳・心臓疾患を労災認定するための認定要件

参考：厚生労働省



### ■用語の定義

- 「業務による明らかな」とは、発症の有力な原因が仕事によるものであるとはっきりしていることを意味します。
- 「過重負荷」とは、医学経験則に照らして、脳・心臓疾患の発症の基礎となる血管病変等をその自然経過を超えて著しく憎悪させ得ることが客観的に認められる負荷のことを意味します。

- ・発症の基礎となる血管病変等      もともと本人がもっている動脈硬化等による血管病変又は動脈瘤、心筋変性等の基礎的病態のこと。
- ・自然経過      加齢、食生活、生活環境等の日常生活の諸々の要因により血管病変等が徐々に悪化していくこと
- ・著しく憎悪させ得る      血管病変等の悪化が著しいこと

### ■異常な出来事の例

「異常な出来事」とは次のような精神的負荷、身体的負荷、作業環境の変化を意味します。

- ・精神的負荷の例      業務に関連した重大な人身事故などに直接関与した場合 etc...
- ・身体的負荷の例      事故の発生に伴って、救助活動や事故処理に携わった場合 etc...
- ・作業環境の変化の例      屋外作業中、極めて暑熱な作業環境下で水分補給が著しく阻害される状態や特に温度差のある場所への頻回な出入りをした場合 etc...

### ■短期間の過重業務・長期間の過重業務の判断基準

過重業務かどうかは主に次のような要因を考慮して判断されます。

- ・ 労働時間
- ・ 勤務形態等(不規則な勤務、拘束時間の長い勤務、出張の多い業務、交代制勤務・深夜勤務)
- ・ 作業環境(温度変化、騒音、時差)
- ・ 精神的緊張(日常的に精神的緊張を伴う業務、発症に近接した時期における精神的緊張を伴う業務に関連する出来事)

## 第7章 第3節 特別加入制度

### 1. 特別加入制度とは

特別加入制度とは、労災保険の対象とならない人のうち、自営業者、海外派遣者、中小事業主などに対し、任意加入を認める制度です。中小事業主とは、労働者数300人以下、卸売業・サービス業は100人以下、小売り・不動産・保険・金融業は50人以下の事業のことです。

第1種特別加入者	中小事業主
第2種特別加入者	一人親方、特定作業従事者、その他自営業者
第3種特別加入者	海外派遣者